

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和2年3月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長並びに瀬戸内市教育委員会に提出するものである。

なお、監査の結果に関する報告の決定は、同法同条第11項の規定により、監査委員の合議によるところであるが、馬場政教監査委員が令和2年3月7日急逝され、後任が決定していないため、当職が監査の結果に関する報告を決定し、提出する。

令和2年3月

瀬戸内市監査委員 小野 和 倫

目 次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	2
第 5	監査の主な実施内容	2
第 6	監査の実施場所及び日程	2
第 7	監査の結果及び意見	3

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（平成28年瀬戸内市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項）

第3 監査の対象

1 一般財団法人 牛窓町水産協会

(1) 市の出資

63,000,000円（出資割合 66%）

2 特定非営利活動法人 瀬戸内市体育協会

(1) 指定管理料（瀬戸内市スポーツ公園、瀬戸内市 B&G 海洋センター）

ア 上記の者が指定管理者である指定期間

平成22年4月1日～25年3月31日

25年4月1日～30年3月31日

30年4月1日～令和5年3月31日

イ 指定管理料（直近5か年度）

平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度(予定)
45,339,000円	45,087,000円	43,708,000円	43,708,000円	43,708,000円

(2) 補助金

ア 趣旨

瀬戸内市の社会教育並びに文化及びスポーツの推進を図るため、社会教育関係団体等の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するもの

イ 瀬戸内市体育協会活動費補助金（直近5か年度）

平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度(予定)
5,019,000円	5,019,000円	5,431,000円	5,711,000円	5,711,000円

3 公益財団法人 寒風陶芸の里

(1) 市の出資

24,500,000 円 (出資割合 48.5%)

(2) 指定管理料 (寒風陶芸会館)

ア 上記の者が指定管理者である指定期間

平成18年4月1日～21年3月31日

21年4月1日～26年3月31日

26年4月1日～29年3月31日

29年4月1日～令和2年3月31日

イ 指定管理料 (直近5か年度)

平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度(予定)
8,591,000円	8,591,000円	8,591,000円	8,591,000円	8,591,000円

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合规性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査の対象	実施場所
令和元年10月18日(金)	一般財団法人 牛窓町水産協会	牛窓町漁業協同組合
11月7日(木)	特定非営利活動法人 瀬戸内市体育協会 (瀬戸内市スポーツ公園) (瀬戸内市 B&G 海洋センター)	瀬戸内市邑久スポーツ公園
11月28日(木)	公益財団法人 寒風陶芸の里 (寒風陶芸会館)	寒風陶芸会館

第7 監査の結果及び意見

1 出資団体（牛窓町水産協会）

（1）一般財団法人 牛窓町水産協会

ア 一般財団法人 牛窓町水産協会の概要

一般財団法人 牛窓町水産協会（以下「水産協会」という。）は、昭和60年度に、牛窓海域及びその周辺の海域における栽培漁業及び漁場の環境保全等に必要な事業を行い、また漁業の操業安全、水産公害等の救済に関する事業を行う事により、水産資源の維持増大を図り、水産物の安定供給及び漁業者の生産活動の促進を図り、水産業の振興に寄与することを目的に設立されたものである。

近年における水産協会の活動は、①稚魚放流事業、②増養殖事業、③環境保全事業、④漁業関係損害補償制度助成事業、⑤漁業後継者育成及び漁業振興支援事業の5事業となっている。

イ 監査の結果

水産協会が実施している事業及び出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

ウ 意見

水産協会は、平成30年度末時点において、投資有価証券を計150,000,000円（流動資産55,000,000円、固定資産95,000,000円）保有しており、主にこれらから生ずる利息を原資として事業を実施している。

近年、利息収入が少ないことから事業が縮小傾向となっている。今後も同様の傾向が続くと予想されることから、安定した事業実施に向けて、抜本的な方策を検討していく必要がある。

また、29年に発覚した職員による横領事件を契機に、「一般財団法人 牛窓町水産協会経理規程」を整備するなど、経理事務の適正化に向けて取り組んでいるところである。

しかし、水産協会が行っている経理事務の中には、請求や明細などの資料が添付されないまま支払いが行われているものも見受けられた。

水産協会では、経理事務のさらなる適正化に向け、支払いに当たっては、根拠を明確にした資料を添付するなどの徹底を図っていく必要がある。

2 公の施設の指定管理者（瀬戸内市体育協会及び寒風陶芸の里）

（1）指定管理者制度の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）では、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができるとされており、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、地方公共団体に提出しなければならないとされている。

市では、指定管理者制度を利用するに当たり、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第67条。以下「指定管理条例」という。）を定めている。指定管理条例では、指定管理者は、その管理する公の施設に関する管理業務の実施状況及び利用状況、使用料又は利用に係る料金の収入の実績、管理に係る経費の収支状況、及び管理の実態を把握するために必要と認める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならないとしている。

（2）特定非営利活動法人 瀬戸内市体育協会

ア 特定非営利活動法人 瀬戸内市体育協会の概要

特定非営利活動法人 瀬戸内市体育協会（以下「体育協会」という。）は、21年度に、瀬戸内市における体育・スポーツ活動の普及を図り、市民及び市内在勤者の心身の健全な発達と、健康の増進、体力、競技力の向上を目指すとともに、明るく豊かなまちづくりに寄与することを目的に設立されたものである。

市は、22年度より体育協会を指定管理者に指定し、「瀬戸内市スポーツ公園」「瀬戸内市B&G海洋センター」の管理運営業務を行わせており、管理運営業務における主な業務内容は、施設及び設備の利用の許可、維持管理、使用料に関する業務などとなっている。

イ 指定管理料と経営状況

体育協会が管理しているスポーツ公園等の28年度から30年度における利用状況等についてみると、利用者数は毎年11万人台、使用料収入も毎年800万円台であり、大幅な増減はなかった。（表1参照）

また、同年度における指定管理事業の損益をみると、29年度までは黒字となっていたものの、29年度から指定管理料が4,500万円台から4,300万円台に減額された影響もあり、30年度は752,838円の赤字となるなど厳しい状況となっている。（表2参照）

表1 28年度～30年度におけるスポーツ公園・B&G海洋センターの利用者数等の状況

	平成28年度	29年度	30年度
利用者数（人）	115,080	113,255	113,081
使用料収入（円）	8,463,800	8,354,800	8,440,200

表2 28年度～30年度における体育協会の指定管理事業の活動計算書の状況

	平成28年度	29年度	30年度
指定管理事業収益(A) (円)	54,098,175	52,901,807	53,773,008
指定管理事業費用(B) (円)	53,877,955	52,772,028	54,525,846
増減額(A)－(B) (円)	220,220	129,779	△752,838

(注) 表中の符号△は負数である。

ウ 監査の結果

体育協会が行っている公の施設の管理に係る業務は、目的に沿ったものであり、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、社会教育課の指定管理者への指導監督についても、おおむね適正に行われていると認められた。

エ 意見

今回の監査に当たり、体育協会の正職員及びパート職員（以下これらを「職員」という。）の賃金について確認したところ、令和元年10月の岡山県最低賃金額の改正により、一部の職員の賃金が岡山県最低賃金額以下となり、直ちに引き上げられたなどの状況が見受けられた。

指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、公共施設の効率的な運営を図ることなどを目的としている。

厳しい財政状況であることは理解できるものの、市は、施設管理の効率化等を求めるのみではなく、指定管理者における労働法令の順守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意しておく必要がある。

(3) 公益財団法人 寒風陶芸の里

ア 公益財団法人 寒風陶芸の里の概要

公益財団法人 寒風陶芸の里（以下「陶芸の里」という。）は、昭和 54 年度に、寒風古窯址周辺地域において、人とふれあう新しい魅力ある陶芸の里づくりの推進を図り、もって地域における文化の向上と人々の余暇における生活の充実に資することを目的に設立されたものである。

市は、平成 18 年度より陶芸の里を指定管理者に指定し、寒風陶芸会館の管理運営業務を行わせている。管理運営業務における主な業務内容は、寒風古窯蹟群及びその周辺地域の考古、歴史等、郷土文化の保存、伝習のための資料の収集及び展示、陶芸教室の開設及び陶芸に関する知識の普及啓発、目的達成に必要な業務となっている。

イ 指定管理料と経営状況

陶芸の里における 28 年度から 30 年度までの間の入館者数や陶芸利用人数等についてみると、入館者数については、28 年度に 7 千人台だったものが 30 年度には、8 千人を上回っている。また、陶芸教室利用者数、使用料収入については、年々増加しているものの、物販等の事業外収入については減少傾向にある。（表 3 参照）

当期純利益については、指定管理料が毎年 8,591,000 円と変化がない中、29 年度には黒字に転換し、30 年度も引き続き黒字を確保している。（表 4 参照）

表3 28年度～30年度における陶芸の里の入館者数等の状況

	平成28年度	29年度	30年度
入館者数（人）	7,958	7,717	8,136
陶芸教室利用者数（人）	1,954	2,397	3,300
使用料収入（円）	2,730,258	4,131,596	5,137,549
事業外収入（円）	1,790,242	1,425,090	1,359,342

表4 28年度～30年度における陶芸の里の経営の状況

	平成28年度	29年度	30年度
売上総利益（円）	13,479,823	13,563,280	15,083,028
経常損益（円）	△347,781	909,051	332,294
当期純利益（円）	△418,781	838,051	526,783

（注）表中の符号△は負数である。

ウ 監査の結果

(ア) 陶芸の里に対するもの

陶芸の里が行っている、公の施設の管理に係る業務は、目的に沿ったものであり、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

(イ) 所管課（商工観光課）に対するもの

【意見（要望事項）（効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの）】

陶芸の里が市に提出した30年度の事業報告書を見ると、施設の利用状況、使用料又は利用に係る料金の収入の実績等については記載されているものの、指定管理条例に定められている施設の管理業務の実施状況については、十分な記載とはなっていないかった。

指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、公共施設の効率的な運営を図ることなどを目的としているが、それは、施設の適切な管理が前提となるものである。

したがって、市は、指定管理者に対し、施設の管理業務が適切に実施されていることが確認できる事業報告書とするよう指導するとともに、併せて、職員用のマニュアルやチェックリストなどを策定し、定期的な確認、評価を行うことなどについても検討する必要があると認められる。